

# 13世紀後半のナポリ王国における封建領主層の台頭 : カピタナータ地域の紛争に着目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科 : 都市文化研究センター 公開日: 2018-03-30 キーワード (Ja): 南イタリア, ルチェーラ, ムスリム, 地域紛争, クリア・レギス, 封建領主 キーワード (En): Southern Italy, Lucera, Muslim, local conflicts, curia regis, feudal lords 作成者: 中谷, 良 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	<a href="https://doi.org/10.24544/ocu.20180402-011">https://doi.org/10.24544/ocu.20180402-011</a>

## 13 世紀後半のナポリ王国における封建領主層の台頭

—— カピタナータ地域の紛争に着目して ——

中 谷 良

### ◆要 旨

本稿の目的は、13 世紀後半に南イタリアのカピタナータ地域で生じていた地域紛争を考察することである。先行研究では、王宮廷であるクリア・レギスが発給した紛争仲裁書簡数の増加を根拠に、そうした地域紛争がルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒の宗教対立を示すものだと捉えられてきた。しかし、この解釈はルチェーラ・ムスリムが関与した紛争事例の増加のみに基づいているという点で問題がある。本稿は、カピタナータ全域で生じた地域紛争を分析することで、当時の地域紛争の意味を明らかにした。

まず、13 世紀後半にクリアと地域社会の間で文書行政が確立されたという点が注目に値する。これにより、クリア・レギスはルチェーラを統治政策の枢軸とし、人的・物的資源を利用する手段を獲得した。1282 年の「シチリアの晩鐘事件」以前、クリア・レギスはこうした資源を駆使して、カピタナータ地域秩序の再建を目指していた。しかし、ルチェーラ周辺が人的・物的資源の結節点となることで、地域社会内で土地や資源をめぐる争いが生じやすくなり、かえって地域秩序は不安定なものとなった。ここに、「シチリアの晩鐘事件」以前の地域紛争の性格が見いだすことができる。

しかしながら、「シチリアの晩鐘事件」により政治的な混乱に陥ったクリア・レギスが、カピタナータ地域社会に対する統治政策を変更しても、地域紛争は依然として生じていた。特に注目すべき点はカピタナータ全域で土地や資源をめぐる封建領主関与の紛争数が増加していることである。本稿では、カピタナータ全域で土地や資源をめぐる封建領主関与の紛争数が増加している点に着目し、そうした事実が封建領主による地域秩序の破壊を示しているのではなく、クリア・レギスや地域社会による新たな地域秩序の創出であると位置付けた。したがって、13 世紀後半のカピタナータ地域における紛争増加は宗教対立ではなく、クリア・レギスや封建領主による地域社会再編の一過程を示すものであったと考えられるのである。

キーワード：南イタリア、ルチェーラ、ムスリム、地域紛争、クリア・レギス、封建領主

(2017 年 9 月 1 日論文受付, 2017 年 11 月 10 日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

### 0. はじめに

1282 年の「シチリアの晩鐘事件」(以下、「晩鐘事件」と表記)に端を発する、ナポリ王国とシチリア王国との約 20 年に及ぶ戦争が、後の南イタリアの政治秩序のみならずヨーロッパの国際関係に大きな影響を与えたことはつとに知られている。しかし、「晩鐘事件」がナポリ王国の政治秩序にどのような影響を与えたかは、あまり実証的に明らかにされてこなかった。これは、後述するように、王宮廷クリア・レギス (curia regis, 以下「ク

リア」と表記)で発給された行政書簡が第二次世界大戦下で焼失してしまったことにより、戦後のナポリ王国史研究の進展が大きく遅れたからである。しかし、13 世紀末は西ヨーロッパが既存の政治秩序の動揺や経済活動の停滞を経験し、各王権が政治的・社会的再編に向けて、新たな支配体制を形成し始める時代である。それゆえに、13 世紀後半のナポリ王国の政治秩序を明らかにすることは、ヨーロッパ諸王権の政治的・社会的再編のあり方と比較する上でも重要な課題であるといえる。

当時のナポリ王国の政治秩序に対する視座の一つと

して、クリアと地域社会との関係性を検討することが有効である。というのも、13世紀以降クリアの地域行政に関わる統治技術が洗練化していくことで、クリアが地域社会をどのように統治し、また地域社会がクリアに対していかなる反応を示したのかが当時の行政書簡から理解できるようになったからである。とくに、そのような行政書簡が劇的に増加したのが、南イタリア支配がシュタウフェン家からアンジュー家に移行した13世紀後半であった。そのため、本稿では、アドリア海に面したカピタナータ地域（Capitanata）とクリアの関係性を考察対象とし、13世紀後半におけるナポリ王国の政治秩序の一端を明らかにしていきたいと考えている。まずは、先行研究を概観し、13世紀後半のカピタナータ地域を取り上げる意義について確認していく。

## 1. 先行研究と史料

### 1-1. 先行研究

13世紀後半のカピタナータ地域に関する研究の中で、ルチェーラ・ムスリム研究が大部分を占めている。ルチェーラ・ムスリムとは、1220年代にシュタウフェン家のシチリア王フリードリヒ2世（シチリア王位1197-1250年）に反旗を翻したかどで、シチリア島からルチェーラ（Lucera）へ強制移住させられたムスリムのことを指している。しかし、奇しくも彼らは「王のカメラの従者」（*servi camere regie*、以下「従者」と表記）、つまり王の私有財産として、その庇護を受けることとなる特殊な異教徒でもあった<sup>1)</sup>。おそらく、王の目には彼らの農業生産力と軍事力が魅力的なものに映ったのであろう。シュタウフェン家断絶後、アンジュー家のシャルル（シチリア王位1266-1285年）とその息子カルロ2世の治世（ナポリ王位1289-1309年）にも、王と「従者」の関係は維持されている。

しかし、そうした特殊な関係が突然の破綻を迎える。1300年8月中旬に、カルロ2世がルチェーラ・ムスリムを奴隷（*scalvi*）として売却するよう命令を下し、彼らは悲劇的な結末を迎えることとなったからである。研究者はこの王の変節に関して二つの論調を展開してきた。一つは慢性的な財政赤字を解消するために王がルチェーラ・ムスリムを売却したとする見方で、もう一つは王の宗教的高揚を重視するものである。しかし、これら二つの主張はいずれも王の意思決定を重視しており、地域社会の実情をほとんど考慮に入れていない点が問題であった。ムスリム・コロニー崩壊に関わる事柄は、当時の行政書簡上で「ルチェーラ事業 *negotium Lucerie*」と呼称されている。それは、少なくとも以下の三つの過程を踏んでいた。第一に、王の軍隊がルチェーラを攻撃し、

ルチェーラ・ムスリムを捕縛する。第二に、彼らを王国の各市場で売却する。第三にルチェーラを再建し地域秩序を回復させる。こうした大規模に展開された国家事業はクリアのみならず地域諸権力が大きく関わっていたと考えられる。それゆえに、ムスリム・コロニー崩壊はいかにクリアと地域諸権力が一つの地域社会の政治秩序を形作っていったのかを明らかにする上で、重要な事例であるといえよう。



地図1 イタリア半島南部とルチェーラ（著者作成）

そうであるならば、ムスリム・コロニー崩壊事件以前の地域諸権力について確認せねばならない。残念ながら、13世紀後半の地域諸権力を詳細に分析した研究は非常に少ない。たいていの場合、カピタナータ地域社会の実態はルチェーラ・ムスリムとの関連の中で取り上げられているにすぎないからである。たとえば、1861年にジャンバッティスタ・ダメジは自著『ルチェーラの歴史』の中で、ルチェーラ・ムスリムと地域社会の関係性を以下のように描いた。「ルチェーラに居住していたムスリムは非常に傲慢になり、襲撃をもってプーリア全土を荒らしまわり、この美しき平原を恐怖で満たした。その間、とくに彼らはキリスト教徒に対する執拗な憎悪を示し…（中略）…最後にはカルロ2世によってその存在を否定されるほどの、かくも不遜な態度を取るようになったのだ」と<sup>2)</sup>。この宗教対立説はピエール・リヴォワールやピエトロ・エジディなど第二次世界大戦以前の研究者の間で無批判に受け入れられ<sup>3)</sup>、戦後ジャン・マリー・マルタンが詳細な検討を加えたが、結果として彼の研究も宗教対立説を踏襲するものであった。マルタンはルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒の土地と資源をめぐる争い、ルチェーラ周辺の廃村現象、略奪・暴力行為に着目し、両者の宗教対立を改めて立証した。加えて、彼は宗教対立の原因がムスリム・コロニー創設による地域内の人口飽和状態であったと断定し、ムスリム・コロニーが地域社会に与えた否定的影響を強調している<sup>4)</sup>。その後、ジュリー・テイラーにより、彼の研究はムスリム・コロニー崩壊における宗教的要因の根拠として援用されている<sup>5)</sup>。

このように、19世紀以来、ルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒の間に生じていたとされる宗教対立ばかりが注目されてきたため、カピタナータ地域における地域諸権力の存在は明らかにされてこなかった。また、この宗教対立説ではクリアがどのように地域社会に関わっていたのかという点もおおざりにされていることも問題であった。次に、こうした二つの問題を念頭に置きつつ、上述した宗教対立説がどのような史料を根拠にしているのかを確認していき、本稿の視角を明らかにしていこう。

## 1-2. 史料

13世紀後半のルチェーラ・ムスリムおよびカピタナータ地域史研究は、約50万通の行政書簡の写しから構成される『アンジュー家文書局記録簿 (I registri della Cancelleria Angioina)』(以下、『記録簿』)と20世紀前半にピエトロ・エジディが刊行した『ルチェーラ・ムスリム史料集成』(以下、『史料集成』)を用いて進められてきた<sup>6)</sup>。『史料集成』は、「晩鐘事件」以後のルチェーラ・ムスリムに関する諸史料を一つにまとめたものであるが、その情報源の大半が『記録簿』に依拠している。そのため、ルチェーラ・ムスリムやカピタナータ地域の実態は『記録簿』を通じて理解されてきたといえる。

『記録簿』は、クリアの文書局により発給された行政書簡の写しをまとめたものである。多くの書簡がクリアから地方役人に送付されたものであり、王国各地域の行政や社会状況を明らかにする重要な手がかりとなっている。前述の宗教対立説はこの『記録簿』の中に収められた紛争仲裁書簡を根拠としている場合が多い。この紛争仲裁書簡とは、司法の場で記録された裁判史料ではなく、クリアが地域住民側から嘆願を受け取った後、その処理を地方役人に命じたものである。

しかし、先行研究では「晩鐘事件」以後のルチェーラ・ムスリムおよびカピタナータ地域の実態は、『記録簿』ではなく、二次史料の『史料集成』を通じて明らかにされてきた。これは、オリジナル版の『記録簿』が第二次世界大戦期に焼失してしまったことが原因であった。戦後の先行研究者で利用されてきた『記録簿』は、ナポリ国立古文書館が中心となって戦前の研究文献や史料集をもとに編纂しなおした復元版である。しかし、その復元版の刊行スピードは遅々たるものであったため、研究者は「晩鐘事件」以後の情報源として『史料集成』を活用せねばならない状況に置かれることになった。このため、「晩鐘事件」以後の紛争仲裁書簡が『史料集成』に依拠することとなり、カピタナータ地域に関する研究はルチェーラ・ムスリム関与の地域紛争を中心に検討することを余儀なくされた。その結果、先行研究ではルチェーラ・ムスリムが常に近隣キリスト教徒と激しく争っていたとする、宗教対立説が支持されることになった。

しかしながら、この復元版は書簡内容に欠損があることを除けば、現在カルロ2世治下の第69番目『記録簿』(1295年)まで刊行されつづけ、13世紀末までカバーしている。そのため、アンジュー朝時代にカピタナータ全域で生じた地域紛争を再検討し、宗教対立説を相対化することが可能になっている。また、地域社会の実情を明らかにする『記録簿』がクリアの文書局により発給されていることを考えれば、クリアと地域社会の関係性を把握するのに最良の史料であるともいえる。したがって、本稿は『記録簿』を用い、アンジュー朝時代の地域紛争を再検討していく。そうした再検討を通じて、当時の政治秩序を支えていた地域諸権力の存在を可視化していくことを狙いとしている。

本稿の構成として、第2章では前提的理解としてカピタナータ地域の地理的特徴とクリアによる統治政策を概観し、第3章では「晩鐘事件」以前の地域紛争発生メカニズムを明らかにしていく。第4章では「晩鐘事件」によりクリアと地域社会が政治的・社会的な変動を受けたことで、いかなる地域諸権力が台頭したのかを当時の地域紛争の事例からみていく。

## 2. クリアによるカピタナータ地域統治の諸相

### 2-1. カピタナータの地域行政と土地構造

地域紛争の事例を検討していく前に確認しておきたいことが、「晩鐘事件」以前のクリアによるカピタナータ地域の統治政策である。紛争仲裁書簡を読み進めていくと、多様な地方役人や地域の有力者が紛争当事者としてだけでなく、紛争処理の執行者として書簡上で言及されている。これは、紛争仲裁書簡がクリアの主宰する裁判記録ではなく地域社会を束ねる人々に紛争処理を委託した書簡だからである。したがって、前提的理解として、紛争仲裁を含む地域行政の円滑化のために、クリアがいかなる人的資源を活用していたのかを確認することが重要であろう。幸いにも、カルロ2世治下に『記録簿』内の行政書簡が名宛人ごとに分類されたおかげで、現在二人の地方高級役人に対して頻りに行政書簡が送付されていたことが判明している。その二人とは、港湾管理や間接税の統括などに携わっていたセクレトゥス (secretus) と各地域社会の行政、軍事、直接税を統括していた司法官 (iustitiarius) である。ここでは、後者の司法官に注目したい。次節で示すように、彼こそがアンジュー朝時代の各地域社会におけるクリアの行政上の代表者であったからである。

ルチェーラの位置するカピタナータ地域には、少なくとも1230年代にはカピタナータ司法官が存在していた

が<sup>7)</sup>、13世紀前半にカピタナータ司法官が地域行政に関与していたことを示す史料は少ない。クリアとカピタナータ地域を結びつける司法官の役割が増大したのは、アンジュー朝時代である。この時代に、クリアはルチェーラを監督するカピタネウス職（capitaneus Lucerie）をカピタナータ司法官に兼任させ、ルチェーラを中心とする地域行政の構造を形作らせた。この背景には、カピタナータ地域の地理的特徴とクリアの統治政策が大きく影響していたと考えられる。

カピタナータ地域には、大きく分けて三つの地理的区分が存在する。アドリア海に突き出した北東部の山岳部ガルガーノ（Gargano）、中央部に広がるタヴォリエレ平原（Tavoliere delle Puglie）、そして西部の山岳部（Monti Dauni）である。どのような人々が土地を所有していたかという視点から各々の地理的区分の特徴をみると、ガルガーノとタヴォリエレ平原の大部分は王領地により構成され、後者には多少の大修道院の保有地も点在していたことがわかっている。一方で、西部の山岳部には封建領主の封土が広がっていた。アンジュー朝時代に、この地理的区分の中でクリアにとって重要であったのがタヴォリエレ平原、とくにその西部に位置するルチェーラである。そもそも、タヴォリエレ平原は王領地により占められていたことに加え、ルチェーラには労働力となる大量のルチェーラ・ムスリムが居住し、その周辺には耕作に適した土地が存在していたからである。家畜放牧にはルチェーラ周辺のサン・ヤコボ、パルムラ、サルシブルギ、サンタ・マリア・イン・ブルガーノ、ビシレトゥムにあるクリア直営農場マッサリア（massaria）が利用されている<sup>8)</sup>。加えて、ルチェーラ西部の山岳部の麓にはトロイア（Troia）、アルベローナ（Alberona）、パルムラ（Palmule）、モンテコルヴィーノ（Montecorvino）、フィオレンティーノ（Fiorentino）の森林が生い茂り<sup>9)</sup>、森林資源を容易に活用できる環境が整っていた。その一

方で、沼沢地が形成されていたフォッジャ（Foggia）以東とサン・セヴェーロ（San Severo）以北は耕作に恵まれた土地柄ではなく、人口も小規模であった。これらのことから、人的・物的資源がルチェーラ周辺に集中していたことがわかる（地図2参照）。

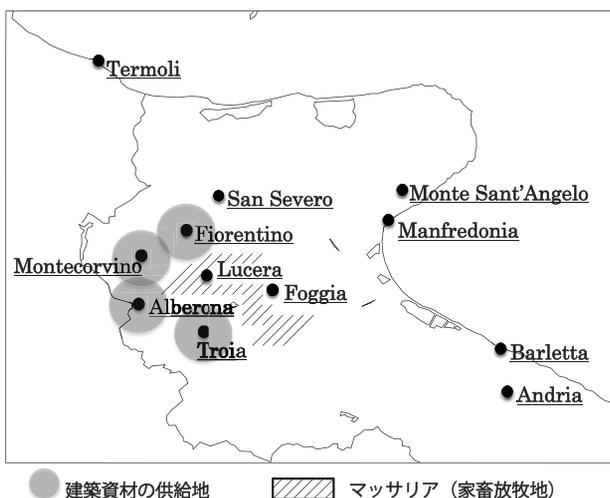
## 2-2. クリアの統治政策

次にシャルルのシチリア王国征服直後のカピタナータ地域の社会状況について確認し、クリアによる司法官を通じた同地域の統治政策をみていこう。征服直後、シャルルのシチリア王位篡奪に対して、王国内で少なからぬ反対があり、王国各地で反乱が生じていた。その中で最も頑強に抵抗していたのが、ルチェーラ・ムスリムであった<sup>10)</sup>。彼らの抵抗力は、シャルルがルチェーラ包囲戦で直接指揮をとらねばならないほど強かった。1269年8月末にルチェーラ・ムスリムはシャルルの軍門に下ることになったが、その反乱はカピタナータ地域を著しく荒廃させるのに十分であった。

反乱鎮圧後、クリアが直面した問題はまさに地域秩序の回復であった。まず、クリアがとった統治政策は城砦の新築や修繕である。とくに重視されていたのがルチェーラ城壁（Fortellitie castri nostri Lucerie）建築であった。その目的は単に地域社会の治安を強化することに留まらず、この城壁内にプロヴァンスからの入植民を定住させることにあった。そのため、城壁や家屋を建設し、生活設備を設置するために、森林資源への容易なアクセス、運搬用家畜の放牧環境、豊富な労働者の存在は、この統治政策に必要不可欠であった<sup>11)</sup>。こうした人的・物的資源の効率的な活用のために、クリアは司法官にルチェーラのカピタネウス職を兼任させ、ルチェーラを地域行政の要として位置付けていたと考えられる。

クリアは、ルチェーラ周辺における人的・物的資源をカピタナータ地域外の統治政策にも利用している。当時、シャルルはコンスタンティノープルの帝位篡奪を目論む東方遠征を画策していた。カピタナータ地域はアドリア海に面しているため、この東方遠征の橋頭堡として役割を期待されていたのである。この計画の中でも、ルチェーラは兵士と食料の供給源として主導的な役割を帯びることとなった。

以上のようなクリアの二つの統治政策が司法官一人に支えられていたわけではない。クリアは地域社会における自らの代弁者としての役割を司法官に期待していたのである。いわば司法官はクリアと地域社会を結びつけるパイプ役であり、司法官が一つの強大な地域権力として地域社会の前に屹立していたわけではなかった。実際に地域行政を担っていたのは、司法官やセクレトゥスを除く地方役人や地域の有力者である。たとえば、当時の南イタリアの税金は、その種類ごとに徴税請負制が敷かれ



地図2 主な建築資材の供給地とマッサリア（著者作成）

ており、これらの徴税官職は競売にかけられ、地域の有力者による激しい競り合いが展開されていた<sup>12)</sup>。多様化した税金を徴収するために、クリアは多くの地方役人や地域の有力者を動員しなくてはならなかった。

ルチェーラ城壁建築と東方遠征計画においても事情は同様である。ルチェーラが人的・物的資源の結節点である以上、ルチェーラ・ムスリムの有力者の協力が必須であった。行政書簡上から、クリアの統治政策に頻繁に関与した三人のルチェーラ・ムスリムの名前が判明している。一人目のガイトゥス・マディウスは、建築資材や運搬用家畜を管理し、ムスリムの建築職人や建築労働者を徴募・監督する役割を負っていた<sup>13)</sup>。二人目のリッカルド・ガイトゥスは、「ルチェーラ城のカメラの管理者 (custodi camere eiusdem (Luceriae) castris)」という肩書きを有し、ルチェーラ城に保管されている武具や備品などを監督する立場にあった<sup>14)</sup>。こうした武具や備品は、東方遠征のために用いられるものであった。三人目はクリアにより騎士 (miles) に叙任されたリッカルドである。彼はルチェーラ・ムスリムとキリスト教徒の地方役人の仲介役を負い、時には先述したガイトゥス・マディウスのような有力者と協力して業務に携わることもあった<sup>15)</sup>。また、ムスリム騎士リッカルドは東方遠征計画にも大きく関与していた。当時、彼を含めた、多数のムスリム騎士がルチェーラ・ムスリムの射手を引き連れバルカン半島に渡っている<sup>16)</sup>。リッカルドが東方遠征でルチェーラにいない時、彼の息子ハジャジがルチェーラ城壁建築の監督職務を代行しており、城壁建築事業と東方遠征の職務を両立させていたことが伺える<sup>17)</sup>。

当然ながら、ルチェーラ・ムスリムの有力者だけではなく、キリスト教徒もこれらの統治政策の中で重責を担っていたことが確認できる。様々な官職名を冠した地方役人や建築事業に関わるキリスト教徒職人も、ルチェーラ・ムスリムの有力者と協力して職務を遂行していた。先のリッカルド・ガイトゥスもルチェーラ城主 (castellanus) と連名でクリアの命令を受けており、彼と協働してルチェーラ城を管理していたことがわかっている<sup>18)</sup>。また、カピタナータ司法管区以外の地方役人も城壁建築に関わっていた。たとえば、1278年7月8日に発給された書簡で、城壁建築用のレンガ製造のために、クリアは王国各地の司法官にレンガ職人や牛車などの手配を命じている<sup>19)</sup>。

「晩鐘事件」以前のカピタナータ地域では、クリアが地域行政の支柱にルチェーラを据え、司法官を介した地域社会の人的・物的資源を組織的に活用する術を獲得していたことが行政書簡から伺える。ただし、実際の統治政策の基盤を支えていたのは、地方役人や地域の有力者であり、ルチェーラ城壁建築や東方遠征計画においては、ルチェーラ・ムスリムの有力者の協力と援助が必要とされていたことを付言せねばならない。

### 3. 「晩鐘事件」以前の地域紛争

#### 3-1. 土地や資源をめぐる争い

「晩鐘事件」以前の地域紛争の発生は、こうしたクリアと地域社会との行政上のコミュニケーションに原因を求めることができる。地域紛争の形態をみていくと、土地や資源をめぐる争いが中心に生じていることがわかる。しかし、誰が地域紛争を発生させていたのかという点に着目すると、ルチェーラ周辺ではクリアの統治政策に関わった地方役人や地域社会の有力者が、ルチェーラ周辺以外では封建領主が紛争当事者として紛争仲裁書簡上に現れており、二つに類型化することが可能である。まずはルチェーラ周辺の地域紛争をみていこう。

ルチェーラ周辺は、前述のように多種多様な人とモノの結節点であると同時に、クリアからの命令と地域社会の要求のすり合わせが行われる空間であった。しかし、こうした双方の主張が常に妥協点を見いだせるとは限らなかった。多くの場合、それは地域紛争の発端となったのである。クリアの統治政策に関わっていた人々が紛争当事者となったのは当然だったといえる。すり合わせがうまくいかない大きな要因として、資金不足による事業の遅延が挙げられる。これに対して、クリアは事業の進捗を妨げるものに対して処罰を課すなどの厳しい態度を示している。その一端がクリアから城壁建築事業の責任者の一人ゴドフロア・ド・ボンギョームへ宛てた、以下の書簡から理解できる。

「そなたの要求に従い、カピタナータ司法官からは金銭および必要物資が、また他の司法官や役人からは必要物資が届けられるよう、余は以下のことを命じる。各々の司法官や役人たちが上述したすべてのことをしっかり遵守しない場合、そなたが事業の性格と迅速な遂行に資するように、予の權威になりかわり彼らを罰するように。もし罰せられた者の中に、そなたの課した処罰を軽んじる者がいたなら、直ちに余に奏上するように。余はそなたが課した罰を取り消し、彼らに対し別の罰を与える。さらに、事業に関わる他の棟梁、職人、労働者のいかなる者に対しても、怠慢、反抗もしくは不服従の態度を示した場合、身体刑に処すように<sup>20)</sup>」

建築現場における労働の過酷さは、建築担当者の不満を募らせていった。当時、多数の職人や建築担当者が建築現場から逃亡していることからそのように推察できる<sup>21)</sup>。さらに、東方遠征計画がこうした状況に追い打ちをかけたと考えられる。1272年にカピタナータ地域で東方遠征の準備を始めるために、クリアはセクレトゥスや港湾を管理していたポルトゥラナートゥス長官 (Mag.

Portulanatus)に、ガレー船の建造や修繕、食料の調達、兵士の徴募や派兵を命じ、司法官には1000オンスもの多額の臨時税徴収を求めている<sup>22)</sup>。この東方遠征の開始によって、建築現場における土地や資源の潤沢な活用がますます難しくなる。同年以降、地方役人や地域の有力者が関与した、土地や資源をめぐる地域紛争が頻繁に見られるようになった。たとえば、1272年にフォッジャの地方役人がルチェーラ周辺に所有していた土地を、ルチェーラ城壁建築責任者の一人ピエール・ド・アンジクールが無断で使用している<sup>23)</sup>。城壁建築には資材運搬用家畜を放牧するためにルチェーラ周辺の土地が必要であった。城壁建築の責任者が個人所有の土地を無断で使用せねばならないほど土地不足に悩んでいたことがここから読み取れる。1272年以降、城壁建築に関わっていない地方役人も不法行為をする事例が多くなる。たとえば、1273年にはカサノヴェ修道院所有の農場をルチェーラのバイウルス(baiulus)という地方役人が不当に侵害したことがわかっている<sup>24)</sup>。バイウルスが地域社会の財源の一部を司っていたことを加味すれば、そうした不法行為が東方遠征のための徴税に関わることであった可能性が高い。ルチェーラ近辺での土地や資源をめぐる争いが城壁建築に関わっていた人々や徴税に関与した地方役人によって引き起こされていたことは、クリアによる二つの統治政策との因果関係を示唆している。

ルチェーラ周辺以外の地域紛争の様子と比較することで、上述の分析の信頼性は増すだろう。ルチェーラ周辺以外の土地では、ルチェーラ周辺の地域紛争と同じように土地や資源をめぐる争いが中心を占めているもの<sup>25)</sup>、紛争仲裁書簡から城壁建築の関係者や地方役人の名が消え、代わりに大修道院や封建領主などの土地領主が紛争を引き起こす主体として現れる。とくに、こうした特徴が明確に示されるのがガルガーノや西部の山岳地帯であった。これらの地域における地域紛争には、先述したクリアの統治政策に関与していた人々が紛争当事者として現れてくることはなく、それ自体はクリアの統治政策との直接的な関連性を有していないように思える。ルチェーラ周辺でも土地領主が関与した地域紛争は生じていたが、1272年にフィオレンティーノの土地領主とテンプル騎士団が土地の所有権をめぐる争っている事例と1276年にルチェーラ・ムスリムが土地を借りている大修道院に地代を払っていないとして訴えられている事例のみである<sup>26)</sup>。このように、ルチェーラ周辺とそれ以外の区域での地域紛争を比較することで、ルチェーラ周辺の地域紛争とクリアの統治政策との関連性の大きさを推し量ることができよう。

### 3-2. ルチェーラ周辺の廃村現象と略奪・暴力行為

最後に、マルタンの研究で述べられているように、土

地や資源をめぐる争いが宗教対立の様相を帯び、それがルチェーラ周辺の廃村現象と略奪・暴力行為につながったかを検討していきたい<sup>27)</sup>。廃村になった集落への人口回帰が困難な課題であったという事実は、1279年までクリアがルチェーラ・ムスリムやキリスト教徒を元の居住区へ帰還させるよう繰り返し命じていたことから立証できる<sup>28)</sup>。また、こうした廃村現象はルチェーラ・ムスリム反乱時に彼らが食料を求めて、近隣のキリスト教徒の小村(casalia)を襲撃したことに起因することも理解できる。しかし、反乱鎮圧後、地域社会の人口飽和状態により土地や資源をめぐる争いが生じるルチェーラ周辺の廃村化が進んだとするマルタンの研究は疑問を残す。まず、建築担当者がルチェーラから逃亡した理由がクリアによる過酷な統治政策によるものであったことは先述した通りである。次に、こうした人口流動の問題がカピタナータ地域に特徴的ではなかったことが挙げられる。1273年のとある書簡の中で、シャルルの長子サレルノ侯カルロ(後のナポリ王カルロ2世)がプーリア地方各地の廃村に住民を呼び戻すよう命じているからである<sup>29)</sup>。本稿ではこれに関して詳細を検討しないが、当時の人口流動の現象がカピタナータ地域に特化したものではなかったと考えられる。少なくとも、ルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒による宗教対立が同地域の人口流動の要因であったことを示す史料はない。

宗教対立が「晩鐘事件」以前の略奪・暴力行為の引き金となったことを示す史料も管見の限り見つけることができない。確かに、城壁建築現場で殺人事件が生じていることから、ルチェーラ・ムスリムが暴力性を帯びた紛争と無縁でなかった。ただ、「晩鐘事件」以前の紛争仲裁書簡の中で、ルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒の間で略奪・暴力行為が生じている事例は極めて稀である。むしろ、暴力を匂わせる地域紛争はキリスト教徒間に多かった。たとえば、1276年にルチェーラ北部に位置するトルレマッジオーレ(Torremaggiore)の修道院長がサン・セヴェーロ(San Severo)に用務で赴いた際に、その地の住民と修道院の対立が暴力事件にまで発展している<sup>30)</sup>。そして、またこうした略奪・暴力行為も、ルチェーラ周辺の廃村現象と同様に、カピタナータ地域に限定されたことではない。1273年にクリアがテッラ・ディ・バーリ司法管区(iustitiaratus Terre Bari)とプリンチパート司法管区(iustitiaratus Principatus)を結ぶ主要道路の管理を徹底するよう求めている<sup>31)</sup>。その理由は強盗によって商人や道路の利用者が安全に行き来できるようにするためであり、そのこと自体はキリスト教徒とムスリムの対立とは無関係であった。

このように、「晩鐘事件」以前の地域紛争は、ルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒の宗教対立の様相を帯びていないことがわかる。より注目すべき点は、地域紛

争の発生がカピタナータの土地構造とクリアの二つの統治政策によって大きく特徴づけられていた点である。すなわち、ルチェーラ周辺は人的・物的資源の結節点であるゆえに、クリアの統治政策に起因する地域紛争が生じ、そこでは地域紛争を起こす主体が地方役人やクリアの統治政策に関与する人々に限られていた。一方でルチェーラ周辺以外は土地領主の所有地が多かったため、土地や資源をめぐる争いは封建領主や大修道院が発端であった。

## 4. 「晩鐘事件」以後の地域紛争

### 4-1. 「晩鐘事件」と王国統治体制の変化

1282年3月30日、シャルルの苛政に反発したパレルモ市民が暴動を起こし、その波がシチリア島全土に広まることとなった。これが「シチリアの晩鐘事件」と呼称される反乱である。この反乱の結果、アラゴン王ペドロ3世がシチリア島民の支持をうけてシチリア王に即位し、シチリア島がアラゴン王国の影響下に入った。以後およそ20年にわたり、アンジュー家のナポリ王国とアラゴン家のシチリア王国が戦争を繰り返して、西ヨーロッパ世界全体を巻き込む国際問題へと発展していった。

「晩鐘事件」勃発後、シチリア王国内では政治的混乱が生じ、シャルルはペドロ3世と決着をつけるため、1283年にボルドー(Bordeaux)へ向かうことを決断した。出発前の3月、シャルルはサン・マルティーノ(San Martino)に聖職者、伯、バローネ、封建領主、都市の代表者を招集し、全体集会を開催した。この集会は特権譲渡と引き換えに、彼らから協力と援助を求め、王位相続者サレルノ侯カルロによる王国代理統治の安定化を図る狙いがあった。しかし、1284年にカルロがアラゴン家との戦いの最中に捕虜となり、続く1285年1月にシャルル本人も他界したことで、王国内の政治的安定を取り戻すことはできなかった。こうした事態を受けて、ナポリ王国の宗主たる教皇がサビーナ枢機卿司教ジェラルド・ディ・パルマとフランス王ルイ9世の甥にあたるアルトワ伯ロベール2世を王国摂政に任じ、王国は教皇庁の政治的干渉を受けることとなったからである<sup>32)</sup>。1288年11月には、アラゴン家から解放されたカルロがナポリ王として戴冠されたが、アラゴン家との和解交渉のため、彼は王国を再び離れた。1289年以降、カルロ2世の長子カルロ・マルテッロと先のアルトワ伯が摂政となり、1294年にまでメンバーを変更しつつ王国代理統治は続いた。

こうした王国代理統治の体制は、カピタナータ地域行政に三つの変化をもたらした。一つ目がカルロ2世帰還直後の1289年に司法官職とルチェーラのカピタネウス職を分離させ、司法官の行政上の業務負担を軽減させたことである<sup>33)</sup>。二つ目はクリアがルチェーラ城壁建築に

関わる行政書簡をほとんど発給しなくなり、それまでの統治政策を変更したことである。城壁建築に向けられていた、ルチェーラ周辺の人的・物的資源はアラゴン家との戦争に備えるために利用された<sup>34)</sup>。三つ目は、クリアの紛争仲裁に対する消極的な態度である。サン・マルティーノの全体集会の取り決めに従い、クリアは1282年から1285年にかけて修道院の地権を保護する政策をとってはいるが<sup>35)</sup>、1283年と1284年を除いて、クリアはカピタナータ地域内で生じた地域紛争に介入していない。しかし、当時、地域紛争自体は生じていたと予想される。カルロ2世帰還後から1300年までルチェーラ・ムスリムが関わった紛争仲裁書簡は43通まで急増するからである<sup>36)</sup>。それゆえに、「晩鐘事件」以後、クリアの統治政策とカピタナータ地域の状況が変化した地域紛争の発生とその意味に対して新たな説明が必要とされる。次節では、まず当時の紛争形態を明らかにすることから始めたい。

### 4-2. 略奪・暴力行為

「晩鐘事件」以前に生じていた地域紛争の形態は土地や資源をめぐるものであったが、その紛争当事者に着目することで二つに大別できた。一つは、ルチェーラ周辺で生じ、クリアの統治政策に関与していた地方役人や地域の有力者が引き起こしたものであり、もう一つは、ルチェーラ周辺以外で土地領主が引き起こしていたものである。しかし、「晩鐘事件」以後、クリアの統治政策が変更されたにも関わらず、土地と資源をめぐる争いは続き、略奪・暴力行為の事例も同様に散見された。そのため、本節では、当時の地域紛争の形態を、土地や資源をめぐる争いと略奪・暴力行為の二つに分けて分析したい。「晩鐘事件」以前と同様に、紛争当事者が誰であったのかという点に着目する。まずは、略奪・暴力行為の事例から確認する。

紛争仲裁書簡を検討していけば、1290年代に略奪・暴力行為がルチェーラ周辺で生じていたことが理解できる。その中には、ルチェーラ・ムスリムが「悪党 malefactores」の略奪対象となり、殺人事件に発展している事例も存在する。1295年3月5日にカピタナータ司法官に対して送付された紛争仲裁書簡をみていこう。

「(ムスリム商人の) アデラーマン・フォルケッティとアメッテ・スカーリから嘆願を受け取った。その嘆願には、最近彼らがトロイアの都市の領域を移動していたところ、その地の何者かを通じて、彼ら曰く合計25オンスの価値にのぼりうる、いくつかの所有物や商品が盗まれてしまったということだ。さらに、ほかの二人のムスリム商人も先の土地で殺害されたとする嘆願も提出されている。したがって、余はそなたに命じる。そうした悪

党どもについて調査することに専心し、彼らを発見し、もし盗まれたものが存在したなら、返還に努めるように。もし（盗まれたものが）なければ、そなたが盗まれたものに相当する額を補償させるように。もし彼らが発見されず、そうした犯罪がその地で行われたことが明らかである場合は、同地の住民と共同体に補償させるように<sup>37)</sup>」

この紛争仲裁書簡ではルチェーラ・ムスリムがトロイア周辺で何者かに襲われており、さらに別の案件で二人のルチェーラ・ムスリムが殺害されていることが理解できる。この事件を機に両都市の関係は著しく悪化した<sup>38)</sup>。しかし、この対立がムスリムとキリスト教徒との宗教的憎悪によるものだと判断するのは早計である。ここで注目したいのは「商品 mercibus」や「商人 mercatores」という言葉である。ほかの同種の書簡内容をもても、略奪の対象となったのは商人に限定されていた。略奪・暴力行為に及んだ「悪党」の目的は、異教徒たるムスリムを排除することではなく、金品の略奪であった可能性が高い。実際、ルチェーラ・ムスリムの商人だけではなく、キリスト教徒の商人も被害に遭っている。紛争仲裁書簡には、同時期にカピタナータ司法管区の北に位置するアブルッツォ司法管区でキリスト教徒の商人が「悪党」の犠牲になった<sup>39)</sup>。さらに、略奪・暴力行為は沿岸部でも多くみられる。1284年8月19日付の紛争仲裁書簡の中で、ソレント半島の武装した住民がガルガーノのヴィーコ（Vico）に対して攻撃をしかけ、家屋や田畑を蹂躪したと報告されている<sup>40)</sup>。これらの事例から、ムスリムに対する宗教的憎悪がまったくなかったと証明することは難しいが、少なくともキリスト教徒による一方的な宗教迫害がなされたとみることにはできない。後述するように、王国の政治的不安定による地域社会の治安低下と経済的困窮がこの種の紛争を引き起こす原因となっていたのであろう。

#### 4-3. 封建領主の台頭と地域秩序の再編

先行研究では、ルチェーラ・ムスリムに対する略奪・暴力行為が宗教迫害の兆候の一つだと考えられている。だが、「晩鐘事件」以後ルチェーラ・ムスリムに関わる地域紛争を仲裁した書簡数43通のうち、略奪・暴力行為はわずか5通しかなかったことに注目したい。多くの紛争仲裁書簡が示す紛争形態は、土地や資源をめぐる争いのほうであった。次に、この土地や資源をめぐる争いを分析していく。

略奪・暴力行為はルチェーラ近辺のみで生じていたが、土地や資源をめぐる争いはカピタナータ全域で見られた。この種の紛争で「晩鐘事件」以前と異なる点は、紛争を引き起こしたのが封建領主であったことである。これは、「晩鐘事件」による王国の政治的混乱の間に、ルチェー

ラ周辺でキリスト教徒のみならず、ルチェーラ・ムスリムの中からも封建領主が台頭してきたことが大きな理由であった。封建領主となったルチェーラ・ムスリムは、前述したムスリム騎士リッカルドの家系とムスリム騎士ムーサの家系であった。リッカルド自身は王国の政治的混乱に乗じ、1286年ルチェーラのカピタネウス職に就任したが、ついに封土を授与されることはなかった<sup>41)</sup>。封建領主となったのは息子のハジャジである。1298年に、彼は一族がこれまで行ってきたクリアへの金銭的奉仕の見返りに、ルチェーラ周辺のトゥルトゥラロンガ（Turturalonga）という名の封土とルチェーラにおける塩税徴収権（*iuribus salis Cu. in predca terra Luc.*）をクリアから受け取った<sup>42)</sup>。その2年前には、ムーサの息子のムスリム騎士アブド・アル・アッジーズがすでにテルティヴェリ（Tertiveri）の封土と同地にあるマッサリアでの家畜放牧権を獲得している<sup>43)</sup>。

このように、ルチェーラ周辺ではクリアがそれまで王領地として維持してきた土地やその資源に対する権限を封建領主に譲渡し始めていたことが理解できよう。しかし、視点を変えれば、そのことはクリアの庇護下にあった耕作権をルチェーラ・ムスリム農民から奪うことを意味していた。1294年6月16日付の紛争仲裁書簡には、ルチェーラ・ムスリムがとある封建領主による耕作の妨害と地権主張に悩まされている旨が記されている<sup>44)</sup>。少し遡ると、1291年2月3日付の紛争仲裁書簡では、モンテコルヴィーノ領主ピエール・ド・アンジクールやその他フィオレンティーノとカザリスノーヴム（Casailsnovum）の封建領主らがルチェーラ・ムスリム農民に「彼ら自身のカメラリウス *per eorum camerarios*」を通じて「新たな地代を彼らに課した *nova eis vectigalia imponentes*」ことが問題となっている<sup>45)</sup>。当時、クリアの許可なく封建領主が地域住民に新たな税金を課すことは違法であった<sup>46)</sup>。それにも関わらず、封建領主がルチェーラ・ムスリム農民の享受してきた権利を蔑ろにした。こうした地域紛争の事例から、先行研究ではキリスト教徒によるムスリムへの一方的な敵意を読み取っていたわけである。

しかし、ここでもルチェーラ・ムスリムとキリスト教徒の宗教対立を読み取ることは難しい。というのも、封建領主の矛先はルチェーラ・ムスリム農民だけではなく、クリアやキリスト教徒の封建領主にも向けられていたからである。1299年の紛争仲裁書簡の中で、モンテコルヴィーノ領主ピエール・ド・アンジクールが木材資源の占有を図ろうとしてクリア管理下の森林を荒らしている<sup>47)</sup>。封建領主間の争いの多くは、家畜の所有権や所領の境界画定が争点となった。1292年に、アンリ・ド・ヴォーデモンがリバルタにある修道院の保有する家畜をめぐって争いを起こし、先のピエール・ド・アンジクールも近隣封建領主の所有する家畜を盗んでいる<sup>48)</sup>。この

ように、キリスト教徒の封建領主間の土地や資源をめぐる争いは頻繁に発生している。

封建領主による土地や資源をめぐる争いが宗教対立を示さないならば、なぜそれが生じていたのかという疑問に対し新たな説明を加える必要がある。ルチェーラ・ムスリムの担税能力の低下が、そうした疑問に対して一つの糸口を与えてくれるだろう。表1に示されるように1296年以降、臨時税が増額されたことで、ルチェーラ・ムスリムには重税が課せられることになった。そのため、1300年7月24日の行政書簡では、ルチェーラ周辺の多くの「貧者 (pauperes)」について言及されており、ルチェーラ・ムスリム農民の貧困化が深刻になっていたと推察できる<sup>49)</sup>。そうした彼らの貧困化こそが封建領主にも影響を与えたのである。というのも、封建領主がルチェーラ・ムスリム農民から十分な地代を受け取ることができなくなると、それを主たる収入源とする彼らの所領経営は不安定なものとなるからである。たとえば、土地領主でもあったルチェーラ司教は、ルチェーラ・ムスリム農民から地代を支払ってもらえず、その窮状をクリアに訴えている<sup>50)</sup>。こうした所領経営の危機こそが封建領主に農民との争いを引き起こさせた一因であった。

所領経営の安定が当時の土地や資源をめぐる争いの背景にあったと考えるならば、土地や資源をめぐる争い以外の彼らの動向にも目を向けるべきであろう。紛争仲裁

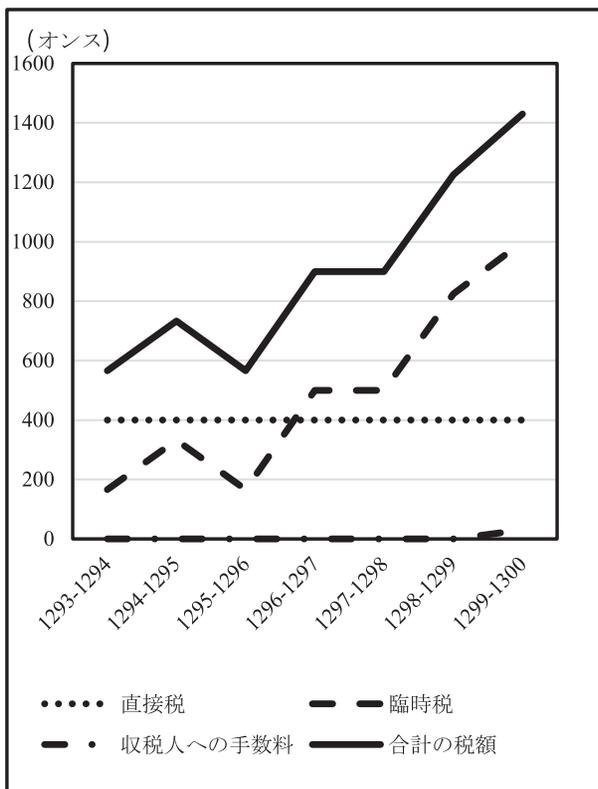
書簡にしばしば同じ名の紛争当事者が現われているという事実は、当時の地域紛争の解決がいかに困難であったか、またクリアの紛争仲裁がいかに効果的でなかったのかを物語っている。このような封建領主間の争いの長期化は所領経営の不安定化につながり、彼らにとって何も利益になることはなかった。彼ら自身が所領経営安定のために別策を講じなければいけない状況に置かれていた。

封建領主がとった方策の一つは、大修道院から土地を賃借すること、すなわち他の地域諸権力と協力関係を築くことであった。先述したように、カピタナータ地域には王領地と封土に加え、大修道院の保有地が点在していた。1294年にムスリム騎士アブドはカーバ・ディ・ティッレーニの大修道院からルチェーラ周辺のサン・ヤコボ教会の所領を5年間賃借している<sup>51)</sup>。1298年7月20日付の賃借契約書には、「そこからほとんど何も利益が生じない、もしくはわずかな利益しか生じず、そうしたサン・ヤコボ教会の所領の状態をそちら側 (アブド) のほうで改善してもらえることを望んで」、さらに5年間の契約延長を彼に認めている<sup>52)</sup>。また、アブドが1298年に別の大修道院からルチェーラ周辺の「いくつかの無人で耕作されていない土地」を賃借していることもわかっている<sup>53)</sup>。こうした土地賃借契約書を検討していくと、大修道院側も自身の保有地から利益が上がりず所領経営の困難に直面していたことが読み取れる。封建領主は土地や資源をめぐる争いと並行して、所領経営の危機を回避するため、地域権力との協力関係を模索していた。

二つ目は、クリアの法的保証を通じて所領の境界を画定させ、地域紛争の発生を事前に回避することであった。そもそも、1289年にクリアは所領の境界画定を推進していく旨を勅令の中で述べ<sup>54)</sup>、境界画定の試みがすでにカピタナータ地域でなされていた。たとえば、1292年にルチェーラ北西部の山岳地帯に点在するジルドーネ (Gildone)、カンポディピエトラ (Campodipietra)、チヴィターテ (Civitate)、フェラッツァーノ (Ferrazzano)、ジクッツァ (Giczie) にある城の境界画定を命じている。しかし、こうした境界画定においてイニシアティブをとったのは、クリアだけではなく、封建領主でもあった。1296年9月8日付の紛争仲裁書簡で、アルベローナ領主テンプレ騎士団はテルティヴェリ領主アブドにより数頭の豚を略奪されたとしてクリアに嘆願を行った<sup>55)</sup>。しかし、この争いが容易に解決しなかったためか、1298年に再びアブド側からテルティヴェリ周辺の土地に関わる争いを解決してくれるよう嘆願している。以下はその嘆願に対するクリアの返答である。

「余の忠臣たる騎士ルチェーラのアブド・アル・アッジーズ側から最近余に以下のような嘆願が提出された。彼は余の神聖なる授与によりテルティヴェリの所領を所

表1 1293年以降のムスリム・コロニーへの課税額



(P. Egidi, "La colonia saracena di Lucera e la sua distruzione", *Archivio storico per le province napoletane*, vol. 37, 1912, p. 77 をもとに作成)

有しており、それゆえにその所領に隣接している近隣のほかの土地や地所の所領と明確でなかったことから不和が生じるのではないかと恐れていたため、余は全ての不和や争いの原因を取り除くため、その所領が区別されるよう命じていた。余は以下のことを再度命じる。その土地や地所の代表者たち、アブド・アル・アッジーズの代理人、その他の関係者も招集され、そなたが慎重な審問を行い、そして通常、境石と呼ばれる石の境界線やその他目立つもので領域を分割するように<sup>56)</sup>」

この紛争仲裁書簡から理解できるように、アブドが周辺の土地領主との「不和を恐れていた discordiam reformidet」ことが記されており、彼は無用な争いを避けるため、クリアに境界画定を再度求めたのである。1292年3月21日の命令書簡では、アンリ・ド・ヴォーデモンが周辺封建領主との紛争解決のためにクリアに境界画定を嘆願している<sup>57)</sup>。また、1294年に別の封建領主がオルサーラ (Orsara) とクレパコーレ (Crepacore) の両所領をほかの所領との境界を明確にするようクリアに求めている<sup>58)</sup>。こうした封建領主側から境界画定を求める動きには、クリアの法的保証を通じて自身の封土の境界を確定させ、所領経営を平和裡に進めていこうとする封建領主側の意思が反映しているといえよう。

このように、封建領主は土地や資源をめぐる争いに大きく関わっていた一方で、地域社会との協力関係やクリアの法的保障を通じた所領経営の安定化、ひいては封建領主支配の確立を目指していた。彼らは、ムスリム・コロニー崩壊以前にカピタナータ地域の秩序再編を担っていた地域諸権力であった。「晩鐘事件」以後の地域紛争の増加は、ルチェーラ・ムスリムとキリスト教徒の宗教対立というより、封建領主の台頭と彼らによる所領再編の文脈の中に位置づけられるべきである。

## 5. おわりに

13世紀後半の南イタリアの政治秩序を明らかにするため、本稿ではカピタナータ地域で生じた地域紛争の分析を通じて、地域諸権力の存在を明らかにしてきた

第二次世界大戦以前の研究では、地域紛争の分析からルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒は宗教的に対立していたとする考えが当然視されていた。戦後、両者の関係性を研究の俎上にのせたのは、マルタンである。マルタンは彼らの土地や資源をめぐる争いに注目し、その原因としてムスリム・コロニー創設によるカピタナータ地域の人口飽和状態を挙げている。しかし、マルタンを含む現在までの研究者は、史料上の問題から、ルチェーラ・ムスリムを王国の政治的コンテクストから切り離し、

ルチェーラ・ムスリム関与の地域紛争だけを分析する傾向にあった。結果として、そうした研究はルチェーラ・ムスリムのもつ宗教的な側面だけに注目し、ルチェーラ・ムスリムと近隣キリスト教徒の関係性を正しく捉えきれなかった上、クリアや地域諸権力の存在が可視化されていなかった。本稿では、これに対しルチェーラ・ムスリムとキリスト教徒の両方が関与した地域紛争を当時の政治的コンテクストの中で読み解こうとするものである。

「晩鐘事件」以前の土地や資源をめぐる争いは、ルチェーラ周辺とそれ以外の区域では性格を異にしていた。すなわち、ルチェーラ周辺における地域紛争はクリアの統治政策に起因し、統治政策に関与する人々のもとで発生した。それ以外の区域では封建領主間の所領をめぐる紛争が相次いでいた。しかし、「晩鐘事件」以後、中央権力たるクリアの政治的混乱により、それまでのクリアの統治政策は中断され、ルチェーラ周辺の王領地や大修道院の保有地が封建領主によって切り崩されるようになる。結果、封建領主の引き起こす地域紛争がルチェーラ周辺でも見られるようになり、ルチェーラ・ムスリムが紛争仲裁書簡上で頻繁に言及されるようになった。しかし、封建領主関与の紛争増加は所領経営の不安定化に対応したものであり、決して地域秩序の崩壊や宗教対立を示していない。彼らの目的は自身の所領経営の安定化であり、他の土地領主やクリアとの平和的な交渉を通じて地域秩序を再編していく地域権力でもあった点を本稿では強調した。

「ルチェーラ事業」の過程で、地域権力たる封建領主層がどのように王国の政治秩序を形成していったのかに関する検討は別稿を期したい。ここでは王権と地域社会の対立的図式の批判だけにとどめておく。そもそも、カピタナータ地域は王権と対立してきた歴史をもつ。12世紀前半にノルマン人が南イタリアを統一して以降、シチリア王権とカピタナータの都市権力は互いに争い、前者が後者を併呑していくという形で、王権の中央集権体制が整えられてきた。本稿でみてきた、シュタウフェン・アンジュー両王朝下での地域行政システムの発展、ルチェーラ・ムスリムの強制移住とムスリム・コロニーの創設、そして「ルチェーラ事業」は、そうした文脈の中に位置づけることが可能である。そこでは、北中部イタリアのように、都市を中心とした地域権力の十分な伸長はなかった。そうしたことを踏まえれば、ムスリム・コロニー崩壊はクリアによる地域社会への大規模な政治的介入と位置づけられる。その一方で、本稿で確認したように「ルチェーラ事業」の直前には、カピタナータ地域社会の中で封建領主が次々と台頭し、彼ら自身が地域社会を形作る重要な要素となっていた。また、ルチェーラ・ムスリムが放逐された後のルチェーラを強大な権限をもって統治することになったのは、一封建領主である。そうした事態を封建領主による王領地の篡奪として位置

付けることも可能である。しかしながら、こうした解釈上の対立は中央権力と地域権力を二項対立的に捉えようとする思考様式から生じているため、さらなる検討が必要とされる<sup>59)</sup>。というも、13世紀後半に中央権力と地域社会の行政上のコミュニケーションが確立された結果、両者を仲立ちする様々な地域諸権力がクリアと地域社会の双方に浸透していた。「ルチェーラ事業」後のルチェーラを統治した封建領主も、ナポリ王国各地の大封建領主であると同時に、クリアを構成する重要な人員であった。それゆえに、「ルチェーラ事業」は単なる宗教迫害として見過ごされるべきではない、13世紀末のナポリ王権と地域社会の関係性を明らかにしうる歴史的現象であろう。

## 注

1. D. Abulafia, "The Servitude of Jews and Muslims in the Medieval Mediterranean: Origin and Diffusion", *Mélanges de L'école française de Rome, Moyen Age*, vol. 112, 2000, pp. 687-714.
2. G. D'Ameji, *Storia della città di Lucera*, Lucera, Tipografia di Salvatore, 1861, p. 224.
3. Rivoire, *Lucera sotto la dominazione angioina*, Trani, V. Vecchi, Tipografo-Editore, 1901, pp. 12-13; P. Egidi, "La colonia saracena di Lucera e la sua distruzione", *Archivio storico per le province napoletane*, vol. 36, 1911, pp. 597-694; *ibid.* vol. 37, 1912, pp. 71-89; *ibid.* vol. 38, pp. 681-707; *ibid.* vol. 39, 1914, pp. 697-766.
4. J. M. Martin, "La colonie sarrasine de Lucera et son environnement. Quelques réflexions", in : *Mediterraneo medievale. Scritti in onore di Francesco Giunta*, vol. 2, Arti Grafiche Rubbettino, 1989, pp. 797-811.
5. J. A. Taylor, *Muslims in Medieval Italy: The Colony at Lucera*, Lanham, Lexington Books, 2005, p. 179.
6. *I registri della cancelleria angioina*, R. Filangieri (ed.), Napoli, Accademia Pontaniana, vols. 1-50, 1950-2010 (以下, *R. C.A.*); *Codice diplomatico del Saraceni di Lucera*, P. Egidi (ed.), Napoli, Pierro e Figlio, 1917 (以下, *C.D.S.L.*). なお、本稿で述べられる「行政書簡」とは「記録簿」に収められている行政書簡の写しを指す。
7. J. M. Martin, "Capitanata", in *Federico II: Enciclopedia fridericiana*, vol. 1, Roma, 2005, pp. 223-224.
8. *R.C.A.*, vol. 16, n. 269 (p. 70); 直営農場マッサリアに関しては, R. Licinio, "Le masserie regie in Puglia nel secolo XIII: Ambienti, attrezzi e tecniche", *Quaderni medievali*, vol. 2, 1976, pp. 73-111 を参照。
9. *R.C.A.*, vol. 10, n.260 (p. 72); vol. 11, n. 59 (p. 19), n. 71 (pp. 200-201), n. 149 (p. 224); vol. 19, n. 430 (p. 239).
10. 反乱の詳細は以下の文献参照。Taylor, *op. cit.*, pp. 6-22; J. Göbbels, "Der Krieg von Anjou gegen die Sarazenen von Lucera in den Jahren 1268 und 1269", *Forschungen zur Reichs-, Papst- und Landesgeschichte: Peter Herde zum 65. Geburtstag von Freunden Schülern und Kollegen dargebracht*, Stuttgart, Anton Hiersemann, vol. 1, 1998, pp. 361-403.
11. 建築労働者に関しては、ルチェーラ・ムスリムのみならず、近隣キリスト教徒の都市からも徴募されている (*R.C.A.*, vol. 10, n. 260 (p. 72); vol. 11, n. 59 (p. 19), n. 71 (pp. 200-201), n. 149 (p. 224)); vol. 19, n. 430 (p. 239))。
12. G. Galasso & R. Romeo, (eds.) *Storia del Mezzogiorno: Il regno dagli Angioini ai Borboni*, Vol. 4-1, Roma, Edizioni del sole, 1986, p. 57.
13. *R.C.A.*, vol. 16, n. 118 (p. 38), n. 119 (pp. 38-39), n. 271 (pp. 70-71), n. 364 (p. 105), n. 367 (p. 107); *C.D.S.L.*, n. 266 (p. 105).
14. *R.C.A.*, vol. 10, n. 101 (pp. 27-8).
15. *R.C.A.*, vol. 18, n. 657 (p. 331); vol. 19, n. 135 (p. 140), n. 267 (p. 179), n. 393 (pp. 228-229).
16. リッカルドに関しては, *R.C.A.*, vol. 10, n. 104 (p. 28), n. 174 (p. 50), n. 256 (pp. 70-71), n. 104 (p. 235); vol. 18, n. 534 (pp. 250-251)。レオーネに関しては, *R.C.A.*, vol. 10, n. 228 (p. 61), n. 229 (pp. 61-62), n. 205 (pp. 252-253); vol. 18, n. 593 (pp. 283-284)。アブラハムに関しては, *R.C.A.*, vol. 20, n. 569 (p. 220); vol. 44-2, n. 219 (p. 601)。ムーサに関しては, *R.C.A.*, vol. 13, n. 58 (p. 55)。サレムに関しては, *R.C.A.*, vol. 12, n. 330 (p. 92)。ムーサ、ソリマーノ、サレムの三者について言及している行政書簡は, *R.C.A.*, vol. 27-1, n. 690 (p. 355)。
17. *R.C.A.*, vol. 10, n. 170 (pp. 48-49), n. 171 (p. 49)。
18. *R.C.A.*, vol. 18, n. 657 (p. 331)。
19. *R.C.A.*, vol. 19, n. 393 (pp. 228-229)。
20. "Et ut tam a pred. Iustitiario Capitanate pecunia et... necessaria... quam ab aliis Iustitiariis et officialibus... necessaria et utilia... ad tui requisitionem... habeantur, ... mandamus ut singulis Iustitiariorum et officialium... nisi ea omnia... efficaciter... observent, penas et banna pro parte Culminis nostri imponas, sicut qualitati negotii et celeri... prosecutioni... operis videris expedire. Et si forte ipsorum aliqui... penam quam eis imposueris contempserint, ...statim Celsitudini nostre scribas, ut... ab eis penas et banna ipsa que eis imposueris... exiggi faciamus, et alias contra eos... procedamus. Et contra magistros quolibet et operarios alios... et personas alias, que pro eodem opere aliqua servitia facere debuerint et ... se desides et contradictores ostenderint vel... contumaces, procedas ad penam realem et personalem...", (*R.C.A.*, vol. 11, n. 190 (pp. 237-238))。
21. *R.C.A.*, vol. 20, n. 18 (p. 80), n. 32 (p. 83), n. 171 (p. 115), n. 278 (p. 132), n. 279 (p. 133), n. 432 (pp. 165-166), n. 447 (pp. 168-169)。
22. 詳細は, G. L. Borghese, *Carlo I d'Angiò e il Mediterraneo: politica, diplomatica e commercio internazionale prima dei vespri*, Roma, École Française de Rome, 2008, pp. 288-289 を参照。1272年11月15日付の書簡では「緊急の必要性のために (pro urgentibus necessitatibus)」, シャルルはカピタナータ司法官に対して1000オンス, テッラ・ディ・バーリ司法官 (iustitiarius Terre Bari) に対して3000オンス, テッラ・ドトランド司法官 (iustitiarius Terre Ydronti) に対して2000オンス, プーリアのセクレトゥスに対して2000オンスの臨時税賦課を命じている (*R.C.A.*, vol. 10, n. 20 (p. 217))。
23. *R.C.A.*, vol. 9, n. 228 (p. 257)。
24. *R.C.A.*, vol. 11, n. 131 (p. 54)。バイウルスは地方行政の中で財政管理と司法を司った役人である。司法においては, 民事裁判権と刑事裁判権の大部分を行使してきた; B. Pasciuta, "Baiulus", in *Federico II: Enciclopedia fridericiana*, vol. 1, Roma, 2005, pp. 139-140。
25. カピタナータ司法管区内で生じた封建領主間の紛争 (*R.C.A.*, vol. 4, n. 322 (pp. 51-52), n. 330 (p. 52-3), n. 337 (p. 53), n. 42 (p. 219); vol. 6, n. 361 (p. 92), n. 370 (p. 93); vol. 9, n. 288 (pp. 264-265), n. 283 (p. 26); vol. 10, n. 39 (p. 56); vol. 14, n. 283 (p.

- 181), n. 287 (p. 182); vol. 18, n. 550 (p. 258), n. 554 (p. 260), n. 555 (p. 260), n. 563 (p. 261), n. 652 (p. 329), n. 663 (p. 333); vol. 20, n. 348 (p. 147)). 封建領主と封土内の住民との紛争 (*R.C.A.*, vol. 4, n. 353 (p. 56))。
26. *R.C.A.*, vol. 9, n. 258 (p. 261); vol. 13, n. 236 (p. 262).
27. Martin, op. cit., pp. 803-804.
28. ルチェーラ・ムスリムの帰還命令は *R.C.A.*, vol. 3, n. 150 (p. 19); vol. 4, n. 366 (p. 57); vol. 7, n. 92 (p. 110); vol. 11, n. 53 (p. 17); vol. 12, n. 5 (pp. 190-191); vol. 13, n. 319 (p. 290) を参照。キリスト教徒への帰還命令は, *R.C.A.*, vol. 5, n. 135 (p. 132); vol. 7, n. 206 (p. 139), n. 211 (p. 140), n. 220 (p. 141); vol. 8, n. 14 (p. 276); vol. 9, n. 238 (p. 258); vol. 10, n. 280 (p. 76); vol. 4, n. 284 (p. 181); vol. 22, n. 252 (p. 54) を参照。
29. *R.C.A.*, vol. 11, n. 128 (p. 52).
30. *R.C.A.*, vol. 12, n. 290 (p. 242).
31. *R.C.A.*, vol. 10, n. 261 (p. 72).
32. A. Kiesewetter, "Die Regentschaft des Kardinallegaten Gerhard von Parma und Robert II. von Artois im Königreich Neapel 1285 bis 1289", in: K. Borchardt & E. Büinz (eds.), *Forschungen zur Reichs-, Papst- und Landesgeschichte: Peter Herde zum 65. Geburtstag von Freunden, Schülern und Kollegen dargebracht*, vol. 1, Stuttgart, Anton Hiersemann, 1998, pp. 481-482.
33. *C.D.S.L.*, n. 13 (p. 4).
34. カピタナータ地域では, マンフレドニアが食料輸出の主要港であった (*R.C.A.*, vol. 29, n. 6 (pp. 13-14), n. 68 (pp. 47-48), n. 78 (pp. 60-61))。
35. *R.C.A.*, vol. 27, n. 120 (p. 22), n. 121 (p. 22), n. 122 (p. 22), n. 127 (p. 23), n. 135 (p. 24), n. 137 (p. 24), n. 544 (p. 84), n. 548 (p. 85), n. 558 (p. 86), n. 621 (p. 95), n. 68 (p. 106), n. 94 (p. 110), n. 95 (p. 110).
36. *C.D.S.L.*, n. 2 (p. 1), n. 15 (p. 5), n. 26 (pp. 8-9), n. 35 (p. 11), n. 37 (p. 12), n. 38 (p. 12), n. 39 (pp. 12-13), n. 54 (pp. 16-17), n. 55 (p. 17), n. 59 (p. 19), n. 77 (p. 25), n. 79 (p. 25), n. 83 (p. 27), n. 90 (p. 30), n. 92 (pp. 30-31), n. 106 (p. 35), n. 107 (p. 35), n. 108 (pp. 35-36), n. 109 (p. 36), n. 113 (p. 38), n. 130 (p. 43), n. 131 (p. 44), n. 137 (p. 46), n. 154 (p. 56), n. 155 (pp. 56-57), n. 156 (p. 57), n. 157 (p. 57), n. 165 (p. 60), n. 166 (pp. 60-61), n. 168 (p. 61), n. 169 (pp. 61-62), n. 171 (pp. 62-63), n. 176 (pp. 64-65), n. 185 (p. 68), n. 216 (pp. 82-83), n. 220c (p. 85), n. 233 (p. 92), n. 264 (pp. 104-105), n. 272 (p. 107), n. 281 (pp. 109-110); n. 286 (pp. 111-112); n. 291 (pp. 113-114); n. 297 (pp. 115-116).
37. "Pro parte Aderraman Forcetti et Amette Succari, sarr., ... proposita petito continebat., quod ipsi, ...itinerantes per territ. civit. Troye, fuerunt per quosdam in territ. ipso de quibusdam rebus eorum et mercibus, quarum valorem ad summam xxv unc. dicunt ascendere potuisse, noviter disrobati; fuit eciam in petitione ipsa subiunctum, quod duo alii mercatores Sarr. fuerunt occisi i territ. supradco; ... m. qt. ... de malefactores ipsis scire studeas, ... et quos inveneris... cogens ad restitutionem,... si (res disorbate) extant; si non extant, valoris earum disrobatis... solvere facias; quod si ... inveniri non possent, et liqueat... excessus ipsos in territ. dce terre fuisse paratos, ... ab hominibus et universitate eiusdem terre satisfieri... facias..." (*C.D.S.L.*, n. 156 (p. 57)).
38. *C.D.S.L.*, n. 166 (pp. 60-61).
39. *R.C.A.*, vol. 49, n. 25 (p. 17).
40. *R.C.A.*, vol. 27, n. 89 (p. 110). その他の海賊行為に関しては, *R.C.A.*, vol. 36, n. 294 (p. 71) を参照。
41. *C.D.S.L.*, n. 15 (pp. 4-5).
42. *C.D.S.L.*, n. 242 (pp. 97-98).
43. *C.D.S.L.*, n. 206 (p. 78), n. 214 (pp. 81-82).
44. *C.D.S.L.*, n. 113 (p. 38).
45. *C.D.S.L.*, n. 54 (pp. 17-18).
46. M. Martin, "L'ancienne et la nouvelle aristocratie feudale", in: G. Musca (ed.), *Le eredità normanno-sveve nell'età angioina: persistenze e mutamenti nel Mezzogiorno: Atti delle quindicesime giornate normanno-sveve Bari, 22-25 ottobre 2002*, Bari, Edizioni Dedalo, 2004, p. 130.
47. *C.D.S.L.*, n. 241 (p. 97).モンテコルヴィーノ領主とムスリム・コロニーの木材資源をめぐる紛争は, *C.D.S.L.*, n. 90 (p. 30), n. 92 (p. 30), n. 109 (p. 36) を参照。
48. *R.C.A.*, vol. 36, n. 343 (p. 79), n. 344 (p. 79).
49. *C.D.S.L.*, n. 301 (pp. 118-119).
50. *C.D.S.L.*, n. 107 (p. 35). 同時期にルチェーラ司教は騎士 (cavarlectus) ジョヴァンニ・デイ・バルレッタによりルチェーラの聖エリギウス礼拝堂の所有権を侵害されている (*C.D.S.L.*, n. 106 (p. 35))。
51. *C.D.S.L.*, n. 132 (pp. 44-45).
52. "et sic nullam quasi vel modicam utilitatem inde mon. .... consequitur... desiderando condicionem eiusd. mon. in hac parte facere meliorem. tenim. huiusmodi ipsius S. Jac. eccl.," (*C.D.S.L.*, n. 220d, (pp. 86-87)).
53. "...confitente dco d. Abd. pro parte ipsius mon. se habere... quasdam terras vacuas et incultas... in ten. Lucerie, ad s. Felicem, in loco ubi Falconaria dicitur, ... ad ipsum mon. pleno iure spectantes, ... abbas dco Adelasio, vita sua tantum, in emphiteosis seu locationis titulo dedit, ..." (*C.D.S.L.*, n. 229a (pp. 90-91)).
54. R. Trifone (ed.), *La legislazione angioina: edizione critica*, Napoli, L. Lubrano, 1921, p. 115.
55. *C.D.S.L.*, n. 211 (p. 80).
56. Pro parte Adalassii de Luc. Sarr., mil., fid. N., fuit nuper ... supplicatum quod, cum ipse tenimentum Tortibori... teneat ex celsitud. n. dono, ac propter indiscreta tenimenta aliarum terrarum et locorum vicinorum ipsi tenimento contigua, discordiam... reformidet, ad tollendum omnes discordias scandalique materiam, tenimenta ipsa dirimi... mandarem. Nos... m. qt., syndicis terrarum et locorum ipsorum ac procuratore dei A. ceterisque vocatis.. evocandis, ... inquisitionem facias diligentem, ... et territoria... dirimas et dividas per fines lapideos, qui vulgariter termini appellantur, vel per alios notabiles terminos, ... reservato Cu. n. divisionem, ... si opus fuerit, corrigere... (*C.D.S.L.*, n. 233 (p. 92)).
57. *R.C.A.*, vol. 36, n. 324 (p. 76).
58. *R.C.A.*, vol. 50, n. 136 (p. 39); n. 143 (p. 41). その他の境界策定に関する行政書簡は, *R.C.A.*, vol. 50, n. 22 (p. 7); n. 142 (p. 41) を参照。vol. 50 の n. 22 と n. 142 の二つの行政書簡の内容は同じである。前者はテッラ・ディ・ラボーロ司法官宛てに, 後者はカピタナータ司法官宛てに作成されている。問題となっている地域はテッラ・ディ・ラボーロ司法管区の土地であるため, カピタナータ司法管区がなぜこの境界策定に関わったのかは不明である。
59. P. Corrao, "Centri e periferie nelle monarchie meridionali del tardo medioevo. Note sul caso siciliano", in: G. Chittolini (ed.), *Origini dello Stato: processi di formazione statale in Italia fra Medioevo ed età moderna*, Bologna, il Mulino, 1994, pp. 187-205.

# The Greater Prominence of Feudal Lords in the Kingdom of Naples in the Latter half of the Thirteenth Century: Focusing on Local Conflicts in the Province of Capitanata

Ryo NAKATANI

The purpose of this paper is to consider local conflicts in the province of Capitanata in the latter half of the thirteenth century. Previous studies have shown that the local conflicts were religious in nature, based on the increasing number of administrative letters that the *curia regis* had issued for the purpose of mediating local conflicts between Muslims at Lucera and the neighboring Christians. However, this explanation indicates a problem in that it was based solely on an analysis of the local conflicts in which the Muslims at Lucera were involved. This paper, therefore, clarifies implications in the local conflicts by analyzing those conflicts throughout Capitanata.

First, it is notable that administrative correspondence was established between the *curia regis* and local societies in the latter half of the thirteenth century, making it possible for the *curia regis* to acquire the means to make efficient use of manpower and material resources in Capitanata; thus Lucera saw a pivot in local policy by the *curia regis*. As a result, Lucera and its neighborhood were prone to seeing conflicts between local habitants demanding manpower and material resources.

In 1282, falling into political disorder as a result of the Sicilian Vespers, the *curia regis* was obliged to change its local policies. More and more feudal lords were involved in local conflicts over lands and material resources, as can be seen from the information on plunder and violence found in administrative letters. However, the increasing amount of local conflict over lands and material resources does not indicate that the feudal lords undermined the local order, but that they created a new local order by negotiation and collaboration with the *curia regis* and local society. Therefore, the increasing number of local conflicts does not illustrate religious friction between Muslims and local Christians, but a process of social reorganization in local society.

Keywords : Southern Italy, Lucera, Muslim, local conflicts, curia regis, feudal lords